

湊山球場の土地利用は、次世代のまちづくり！

鳥取医大との連携強化、都市経済の活性化へ

米子市は、淀江町と合併後、行財政改革の関連から、重複施設の廃止を検討している。その対象に、湊山球場も入っている。湊山球場は、球場の一面が民有地のため、市は「借地料」を払い続けている。

市長は、「借地料」の解消を図ることを理由に、平成二十年八月に、国の「史跡指定公園化構想」を突如公表した。

その後、鳥取医大から「駐車場の確保と教育環境」の整備について、要望が出された。

「球場」廃止後の土地利用は、中心市街地の人口流入増加や、都市経済の活性化等、重要な選択肢だ。

跡地利用は、

「経済優先」か！

「癒し」か！



史跡指定追加事業費、9 億 3 千万円。民地買収費、6 億円。

追加の「史跡公園計画」

制約説は、行政の自虐

野坂市長は、「球場敷地は、都市公園、風致地区、埋蔵文化財の包蔵地で制約を受ける。

国の、有利な補助で文化財を整備する。借地の解消にもなる。最善の策。」と、説く。

「他の、どのような事業との比較か」を質すと、「他の事業との検討は、していない。」と言う。

球場敷地は、大半が亡後藤快五郎氏の遺徳の土地。この歴史を顧みない市民は、誰一人といない。市民の貴重な「遺徳」を忘れた「策」に、まちの未来は無い。

遺構より、公益が重い！

「史跡指定」は、逆に土地利用を制限する。「遺構か、公益上か、」は、市民の総意で判断。

①、都市公園法は、公園区域であつても「公益上より重要と判断した」場合は、除外できるとある。その権限は、市長にある。

②、風致地区は、高さ一五mの建物が建てられる。現に、鳥取医大も風致地区に建っている。

③、埋蔵文化財保護法は、遺構の記録保存の方法も定めている。現状の保存のみではない。

県は、米子工業高校の現在地での改築にあたって、弥生古墳群を発掘し、記録保存にした。

鳥取医大の教育整備

地域経済を活かす

市長は、「球場の史跡公園化は、歴史学習や憩いの場を提供し、来訪者も増え、経済効果も期待できる。」との、淡い期待を説く。

しかし、現湊山公園の利用者は、年々減少傾向にある。

鳥取医大の関係者は、「癒しも大切だ。それ以上に、経済の活力は、まちの全体を潤す。」として、鳥取医大の教育整備を促す。

例えば、鳥取(本学)から米子に、生命科学科・保健学科の一年次学生一六〇名を受け入れると、定住の若者人口が増え、関連する経済効果も、年間四〜五億円以上が見込まれると言う。

市も、鳥取医大を核にした「次世代都市」、医療・文化のまちづくりをアピールできる。



城跡を背景に、鳥取医大



樹木も繁茂、湊山公園

賑わいが消えた湊山公園、駐車場と出入口の一体的な整備が、待たれる。

城跡に、「内堀」も含む

「指定」は、今後の課題

市は、「内堀」も当然「城跡」に含まれると説く。

一方で、現状市道になっている「内堀」は、市道の存続もできるとし、史跡指定については、今後の検討課題とも言う。

国の史跡指定は、史跡以外の土地利用を認めていない。

市道の「内堀」を、史跡指定から外すことは、球場敷地(三の丸跡)との史跡指定の一体性を崩すことになる。

国は、遺構が無くても「城郭」として史跡指定を説き。

市は、「城跡」でも史跡指定から外すことを検討する？

「史跡公園計画」は、一体誰のために、「最善の策」なのか。